

D-4

日国外資法施行細則

昭和39年2日

日国外資法施行細則

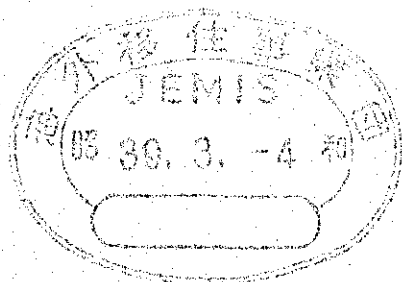
日国外資法施行細則

JICA
703
234
EM
LIBRARY

3/4

昭和39年2月

伯国外資法施行細則



海外移住事業団

JICA LIBRARY



1024369[9]

国際協力事業団

受入 月日 '84. 9. 14	703
	23.4
登録No. 09570	EM

伯国外資法施行細則

1964年1月20日 政令No.53,451

官報発表 1964年1月21日

在伯国サンパウロ総領事館翻訳

伯國、外資法施行細則は、シラシキ年ノ月ノフ日 ジヨン
グラール大統領の署名を終え、即日公布された。

全施行細則は、吾が国の移住業務遂行上、極めて重要である
ため、全細則の全文訳を印刷に付し参考といたしたい。

昭和37年2月

海外移住事業団

国際協力事業団	
受入 月日	703
	234
登録No.	EM

外資法施行令(細則)

オ 1 編

SUMOC への登録

オ 1 章

基本規定

1条 外国資本を所有する自然人および法人ならびに本条と項および子項に定める収益の対外送付を行おうとする者のほか、次に該当する事項は、特別の役務において制定され、あらゆる目的のため、従来なされたその他の登録に關係なく、1962年9月3日付法律オヌノ31号の効果のため SUMOC に義務的に登録されるものとする。

α) 投資にもとづく外資。

β) 借款にもとづく外資。

γ) 再投資。

δ) 補定資本。

ε) 資本の通貨上の調整。

ι) ロイアルティおよび技術、科学、経営あるいは、その類似の援助による支払が含まれる契約。

θ) 投資の一部送還および利益と配当金名儀の送金。

κ) 借款の償還および利子名儀の送金。

λ) 技術、科学、経営あるいは、その類似の援助による支払名儀の送金。

μ) ロイアルティ名儀の送金。

レ) その他のサービスによる支払名義の送金および、あらゆる名義による収益その他の送金。

ル) 預金を含めた在外資産で、ブラジル国内居住者あるいはそれに本部を置く者の所有に属するもの。ただし、外国人の場合で入国の際、すでに所有していたものを除く。

単項 下記のものも同様に義務的に登録されるものとする。

ア) 国内資本にして外国に居住するか、あるいは本部を置く者の所有に属する場合。

イ) いかなる名義によつても銀行、郵送あるいは、その他の方法によるクルセイロ貨の送金。

ウ) 個人の費用に当てられることなく、旅行者によつて外国に携帯される金額および有価証券

オ2条 外貨とは、賤みあるいはサービスの生産にあてるため、当邦外貨を消費することなく、入国した賤、設備、機械および経済活動にあてるため、この国に導入された金融あるいは通貨資金で、両者の場合、外国に居住あるいは本部を有する自然人あるいは法人に属するものをいう。

単項 投資あるいは借款としての外貨は、国内経済の利益にもとずき、その入国および取崩規則に従うものとする。

オ3条 投資とは、会社資本の構成あるいは経済企業のリスクに直接参加する外貨をいう。

オ4条 借款とは、経済企業の会社資本を補充することなく、直接そのリスクに参加しない外貨をいう。

ノ項 借款は、その費用、償還および報酬をそれ自身の書類に

定したものを義務として持つものとする。

之項 外国における製造業者あるいは、オ三者より賤の取得のために得た借款は融資という。

三項 外国において起債され、かつ通貨資金あるいは結合金融として算入された借款は、通貨による借款と称する。

四項 フレグットの株式は、借款あるいは融資に切りかえられない間は登録されないものとする。

オ五条 再投資とは、収益の名義で合法的に対外送付ができる金額で、それが行われず会社自身のあるいは、その他の経済部門における資本勘定として、それぞれの会計登録にしたがって適用されたものをいう。

オ六条 補足資本とは、利益の一部で再投資されたと否とにかかわらず、本令オ三ノ、三二および三三条に規定された10パーセントの限度を超過するものをいう。

オ七条 資本の通貨上の調整とは、投資の当事会社の資本金額が現行法規にもとづいて変更されたものをいう。

オ八条 利子とは、固定したあるいは変動する、すべての価額で、その名義および名称のいかんを問わず、借款の報酬として支払われるものをいう。

オ九条 内国資本とは、外国に居住し、あるいは本部を有する自然人もしくは法人に属するものであつて賤、融資あるいは通貨資金として証明されない国内籍入に相当したものをいう。

オ十条 ロイアルティとは、ブラジルおよび、その本國において特許許可がなされ、かつ、登録されたものの企業化のための許

可取得にたいし、外国に居住し、あるいは本部を有する自然人
あるいは法人に定期的に支払われる一定の報酬もしくは百分
率をいう。ただし、法的保護が両国において引続き効力を有
するものに限る。

オ11条 技術、科学、経営あるいは、その類似の援助とは、専門技
術的知識で、かつ、国内では取得できず、外国に居住し、あ
るいは本部を有する自然人あるいは法人に対し、各分野で必
要とするサービスをいう。

オ12条 外国会社の子会社とは、この国に設立され、投票権を有す
る、その資本金がたとえ、同資本金における参加が過半数で
ないにしても、直接あるいは間接的に外国に所在する本社に
より統制されるものをいう。

オ13条 本やオノ条の項および8項に規定された取引の登録は、つ
ねに外資本国の通貨でなされる。同様にオノ条8項規定の取
引の登録は、つねにロイアルティ名義の送金および技術、科
学、経営あるいは、その類似の援助による支払の受益者が居
住しあるいは本部を有する国の通貨でなされる。

オ14条 再投資、補足資本、資本の通貨上の調整および外国に居住
し、あるいは本部を有する者の所有に属する内国資本の登録
は国貨をもってなされる。

オ15条 外資登録に際しては、SUMOCの定める基準にしたがい
資本勘定の存在その入国、その特償および所在地ならびに所
有者の本店等の証明を不可欠とする。

16条 賦の形で算入された投資、あるいは融資としての外資は、現行の事前許可制度の規定を遵守したもので、かつ、いかなる協約にもとづいたものであっても、賦の取得国における価格の証明書がなければならぬ。

17条 本国における価格について満足すべき証明がない場合の登録は、資本受入会社の帳簿に記載された価格あるいはSUMOC審議会により正当に定められた評価基準にしたがって行われる。

18条 本令オノ条2項、3項およびC項規定の取引が登録された場合、SUMOCは所得税法の規定にしたがい、伯銀局および関係部門に対して証明書を送給し、かつ、それに送金の最高限度額が記入される。

19条 SUMOCは、その広報および官報に前半年間に行われた登録の一覧表を公表するものとする。

20条 収益の対外送付は所得税の支払証明書を必要とし、本令オノ条2項、同条単項3およびCの規定を除き、会社の登録ならびにSUMOCの操作も必要とする。

21条 外資を所有している会社および本令オノ条3項、4項、5項および6項規定の送金を行おうとするものの登録は、SUMOCが制定する様式により申請されるものとする。

22条 伯銀局は、所得税の支払証明書により、本令オノ条3項、4項、5項および6項規定の送金を許可するが、それぞれ「登録証明書」に表示された最高限度額を遵守するものとし、それはSUMOCに通知されるものとする。

オ22条 本令オノ条ノ項および単項ノおよびクに規定された登録および送金は、本令の公布日より起算して30日以内にSUMOC審議会により定められる取締規則にもとずいて行われるものとする。

オ23条 本令オノ条ノ子項、九項、十項、十一項および十二項規定の送金が行われた日より30日以内に、送金者は、SUMOCが定めた様式により、送金の登録を申請せねばならず、それが正当であることを証書する書類を添付せねばならない。

これが行われない時は法の罰則が適用される。

単項 本令オノ条ノ単項クに規定された金額および有価証券の登録は、適宜の時期にSUMOCが定める本条記載の様式により申請されねばならない。

オ24条 登録の現状を把握するため、SUMOCは企業会社に対し、必要と認められる報告を要求することができる。

オ25条 現行法令により適用することができる。その他の制裁に抵触することなく、SUMOCが発する指令が定めるところにしたがい、定められた期限に登録を申請しない自然人あるいは法人は本令オ20条に規定する罰則が適用されるものとする。

単項 同罰則は、SUMOCが求める統計資料およびその他の情報についての要請に応じない自然人あるいは法人に課せられるものとする。

オ26条 SUMOCは、必要と認める場合、会社に対して行われた監査、および調査を通じて提出された報告書の事実を審査することができる。

単項 自然人あるいは法人で不正行為の責任者である場合は、本令に定める罰則および現行法令によりSUMOCが定める罰則に従うものとする。

オ 2 章

外国に居住し、あるいは本部を有する者に属する資本

オ27条 1962年9月27日以後に行われた投資の登録は、それぞれの投資が賤として、あるいは財政資金としての形であるにかかわらず、賤の通関許可期日あるいは為替の決済期日より起算して30日以内に申請されねばならない。

オ28条 1962年9月27日以後に生じた再投資、補足資本および資本の通貨上の調整の登録は、それぞれの会計帳簿に記入した日より起算して30日以内に申請されねばならない。

オ29条 賤の形式における投資の登録は、現行の事前許可制度にしたがって、通貨当局の事前審査に付され、その有効性を認められたものに対して、許可証明書が発給され、その取引に対してのみ認可されるものとする。

オ30条 本令オ1条単項a記載の内国資本の登録は、SUMOCが定める様式により申請されるものとする。

1項 1963年12月31日までに適用された資本は、1964年5月30日までに登録が申請されねばならない。

2項 1963年12月31日以降に適用された資本は、それぞれ

れの会計帳簿記入日より起算して30日以内に登録が申請されねばならない。

3項 これらの資本金額に変更がある場合は、それぞれの記帳期日より起算して30日以内に通告されねばならない。

オ31条 利潤の年間対外送金は、本令オ31条の規定にもとずき、登録された投資額の10パーセントを超過してはならない。

単項 本条に定められた百分率は、本令オ31条に定められた登録され決定された投資額についてのみ計算される。

オ32条 SUMOCは、実施された送金の登録を処理するにあたり、投資が会計年度の全期間に会社資本に引続き繰入れられたか否かを審査することができ、

1項 送金に関係した全期間中、その投資が会社資本に繰入れられなかった場合は、オ31条に規定された限度はそれに直充して減せられる。

2項 オ31条記載の限度は、会社資本の出国の場合は、絶対数において低下するものとする。

オ33条 利潤送金が本令オ31条およびオ32条にもとずいて計算された10パーセントの限度を超過する場合は、元本の送還とみなされ、将来における利潤送付のための相当額が登録より控除される。

オ34条 本令オ31条に定められた登録投資のみが送還することができ、しかも、その送還額は、年間その価額の20パーセントを超過してはならない。

オ35条 1962年9月27日以降に実施された融資の登録は、取

の通関許可日より数えて30日以内に申請しなければならない。

36条 融資の登録は、現行の事前許可制度にもとずき、事前に通貨当局の審査にしがったもので、その有効性を認め悉給された許可証明書を有するものに対してのみ認可される。

37条 1962年7月27日以降になされた通貨による借款の登録は、為替決済の日より起算して30日以内に申請されねばならない。

38条 送付される利子の溢額は、それぞれの借款契約に約定された利率および借款由東国の資本市場において同種、同条件の取引にたいし、それがなされた期日に実施されていた利率による金額を超過してはならない。

39条 取引の登録が行われた期日以降において、SUMOCは超過金を拒否あるいは阻止することができる。

40条 送金の登録において、本条に規定された限度を超過した利子の一部は借款の償還とみなす。

第 3 章

技術、科学、経営あるいはその類似の援助

39条 技術、経営、科学あるいは、その類似の援助契約で1963年12月31日までに確認され、また効力のあるものの登録は、1964年5月31日までに申請されねばならない。

40条 技術、経営、科学あるいはその類似の援助契約で1963

年ノ2月31日以降確認されたものは、その署名期日より起算して30日以内に申請されねばならない。

オ41条 技術、経営、科学あるいは、その類似の援助契約の実施は、会社の操業あるいは生産の特別技術の導入後、最初の5ヶ年においてのみ送金できるものとする。ただし、この期間は、SUMOC審議会の承認により、さらに5ヶ年まで延長することができる。

単項 SUMOCは、本条の規定を執行するための規則を本令公布日より起算して最高60日の期限内に定めるものとする。

オ42条 SUMOCは必要と認めた場合、ブラジルに設立された会社が導入した収益の対外送付条項を含む技術、経営、科学あるいは、その類似の援助契約の有効性、必要性および特性を審査することができる。

オ43条 発明、特許の利用あるいは、工業上および商業上の商標の使用によるロイヤルティ名義ならびに技術、科学、経営あるいはその類似の援助による金額の総額は、1959年12月7日付、大統領令オ47307ア5号オ307条の効果のため、製造あるいは販売された物品の粗収入につき最高限度累積5パーセントまで所得税申告において控除し得るものとする。

ノ項 本条に定める百分率の範囲内で技術、科学、経営あるいは、その類似の援助の支払による送金あるいは振替えられる総額に、ロイヤルティ名義により送付あるいは振替えられる総額を加えたものは、製造物品の原価あるいは製造され、販売された物品の粗収入につき、累積5パーセントの最高限度を越

えることはできない。

24項 グループ別に集合した生産の形態、業種あるいは事業活動による係数は緊要良にしたがい、それぞれ本条およびそのオノ項に定めた百分率の限度まで所得申告のため、および外国に対する送金あるいは振替のため、大臣の決定を通じて定められ、かつ、定期的に再審査される。

オ 4 章

特許および登録品の使用許可

24条 ロイアルティの支払が含まれる契約で、1963年12月31日までに確認され、かつ、いまだ効力のあるものの登録は、1964年5月31日までに申請されねばならない。

25条 ロイアルティの支払が含まれる契約で、1963年12月31日以降に確認されたものの登録は、その署名日より起算して30日以内に申請されねばならない。

26条 SUMOCは、必要と認める場合、登録品および特許品の使用の有効性および有用性を審査することができる。

27条 国内に設立されている支店、あるいは子会社は、外国の本社に対し、ロイアルティを送付することはできない。

28項 同様に会社資本の過半数、あるいは統制が外国におけるロイアルティ受取名義者に属する場合、ロイアルティの送付はできない。

オ 5 章

外国における賤および預金

オ48条 ブラジルに居住する自然人あるいは法人は、銀行預金を含む在外資産をSUMOCに申告することが義務づけられる。ただし、外国人の場合で、ブラジル入国の際、すでに有していたものを除く。

オ49条 前条の規定を遵守しない場合は、銀行預金を含む在外資産は、不合法的に増殖した果実と認められ、ブラジルに存在する資産により、返還あるいは補償されるため、刑事訴訟の対象となるものとし、これらは賤務当局により差押え得るものとする。

オ50条 ブラジルに居住する自然人あるいは法人は、同様に特別の様式により、それぞれ3ヶ月毎に新しい在外資産の取得をSUMOCに通告し、かつ、かかる目的に使用した資金を明示しなければならない。

単項 本条にいう様式は、本条該当者により、前年12月31日現在の銀行預金を含む在外資産の総額について1月31日までになされる年次申告のために使用され、同年中に起った変動を立証しなければならない。

カ 2 編

そ の 他 の 規 定

カ 1 章

為 替 に 関 す る 規 定

51条 クレジットの譲渡に關連し、かつ、SUMOCに登録され得る取引をもたらす会計上の記録は、調整のため、SUMOCにより正当に承認された為替売買の象徴取引により行われなければならない。

52条 為替準備金の使用を節約することが必要と認められた場合、SUMOCは、指令を通じ、商品輸入ならびに金融移動に対して課せられる賦課金を要求することが許される。この場合、商品輸入額の最高10パーセントまで、国際旅行を含む、あらゆる資金移動につき最高50パーセントとする。

53条 本条に規定する負担に關する許容最高期間は、1年につき継続的と否とにかかわらず150日とする。

54条 前条に定める賦課金の方法により、徴収された金額は、クルゼイロ貨による為替準備金として、SUMOC自身が現金で保有し、直ちに認められる時に為替の準備および保有を強化するため金塊および外貨の購入にのみ使用される。

55条 外務省およびSUMOCは共同で収益、輸入税の価額、映画フィルムおよび機械ならびに、その他のものの貸貸料の送金に關した為替問題の情報交換を目的として、連邦政府が外

国と行政取りきめを結ぶことができるように、その研究および管理を行うものとする。

オ54条 賤および商品の輸出あるいは輸入におけるアンダーもしくはオーバー、インボイスによる関税または為替上の偽証行為は、通常の行政手続によって明かにされた場合、それに対しては被告は十分な辯護が保証されるが、責任者に対してアンダーもしくはオーバー、インボイス額の10倍まで、もしくは1年ないし5年の期間において輸出または輸入を禁ずる罰がSUMOCにより適用される。

単項 伯銀貿易局は、SUMOCに対し、輸入および輸出取引における偽証の発生を極力阻止するため実施されるべき措置結合された計画を、本令公布日より起算し70日以内に提出せねばならない。

オ56条 自由為替市場における為替取引は、為替取引を承認された機関を通じ、法令が要求する場合、公認仲買人を介してなされ、両者ともSUMOCが定めた規定にしたがい、顧客の身分および顧客によって与えられた報告による正確な分類に責任を持つものとする。

ノ項 SUMOCにより採用されている分類法の項目に入らない取引、あるいは「その他」および「推」等の如く、残部の項目に分類されるものは、伯銀を通じてのみ行うことができ

2項 SUMOCが定めた形式にしたがい、敷置からなる様式に虚偽の身分申告をした場合、銀行、仲買人および顧客に対し、罰を構成する違反となり、それぞれの違反者に対して

引額の3倍に相当する罰金が課せられる。各取引には顧客の署名および銀行ならびにその取引に介入した仲買人による検証が要求される。

3項 オ2項記載の様式に虚偽な報告をした場合、顧客のみの責任として取引額の100パーセント相当の罰金で処罰される違反となる。

4項 オ2項記載の様式中、顧客より与えられた報告を誤って分類をなす場合、SUMOC審議会が定めた規定内で銀行およびその取引に介入した仲買人に対して罰せられるべき違反となり、当該違反者に対して当該額の50パーセントより100パーセント相当額の罰金が課せられる。

5項 再犯の場合は、SUMOC審議会は本条の規定を履行しない機関に対する為替取引の許可証を取り消すことがあるべく、また、仲買人に対し、同様の措置を関係当局に提議する。

6項 本条の規定は、オ2項に取扱う様式中に記載されねばならない。

オ57条 為替取引を認可された銀行機関は、SUMOCに対し、毎日定められた分類にもとづき、その目的を詳細に記した為替の売買の総額を報告するものとする。

単項 為替の購入者あるいは売却者が法人である場合、統計報告は、その会社の帳簿に記入された金額に正確に一致しなればならない。

オ58条 銀行機関が、なされた取引について正確な総額を報告しない場合、この国に実施されている最低買金年額の最高額の30倍まで

に相当する罰金が課され、再犯の場合は、その3倍とする。
単項 罰金は、銀行検査課長によつてなされ、停止効果なくとも
通告を受けた日より15日以内にSUMOC審議会に対し
提訴することができる。

オ59条 違反が繰返えされる場合は、銀行検査課長はSUMOC
長に対し、それに責任ある銀行機関の懸替取引に対する前
証の取消を要請し、SUMOC審議会が、その最終決定を
うものとする。

オ60条 SUMOC審議会は、懸替状態がそれを必要とする場合
資本の移動に際する懸替取引の全部あるいは一部を、輸出
市場と分離された懸替金融市場においてなすことを決定す
ることができる。

オ61条 その事情のいかんを問わず、また現行懸替制度のいかん
によらず、本令にもとづいて、SUMOCに登録された送金
のための懸替購入に対し、1957年8月14日付法律オ324
号に規定された一般カテゴリーの輸入支払のための送金に
用されるより有利な条件を許容することはできない。

オ 2 章

外国銀行に対する規定

オ62条 ブラジルにおいてその営業が認可されている外国銀行に
しては、その本店所在地の現行法令が、そこに支店を設置
しようとするブラジルの銀行に対して課すると同様な禁止、

るいは制限条項を適用するものとする。

第百項 SUMOC 審議会は、ブラジルにおいてすでに活動している外国銀行に対し、本条の規定を、1962年9月3日より起算して2年以内に履行するために必要な指令を悉するものとする。

第百三項 その本店所在地における法令がブラジルの銀行の営業に制限を課する外国銀行に対しては、内国銀行の票決権を有する株式の30パーセント以上の取得を禁ずる。

オ　　ろ　　章

信用に関する規定

第百四項 国庫および州の公的金融機関ならびに連邦もしくは州によって統制されている機関は、票決権を有する資本の過半数が国内に居住あるいは本部を置かない自然人あるいは法人に所属する会社が外国で取得した借款、クレジットもしくは融資に対して、大統領による承認を通じてのみ保証することができきる。

第百五項 票決権を有する会社資本の過半数または統制が外国に居住もしくは本部を置く自然人あるいは法人に所属する会社ならびに外国会社の支店は、その操業開始が証明されるまで、前条に記載する機関より融資を受けることはできない。

第百六項 ただし、国家経済に対し、最高利益と認められる引換は大統領の特別許可により本条の規定より除外される。

オ66条 オ64条記載の金融機関は、票決権を有する会社資本の半数が外国に居住あるいは本部を置く自然人あるいは法人に所属する会社の固定資産において実現される新投資に對しのみ借款、クレジットあるいは融資を許容することができる。これらは經濟審議会の意見を聴取した後、行政府より発せられる大體指令で決定され、かつ、列挙される国家的に高利益のある經濟地域に存在する場合に限るものとする。

單項 法律によつて設立され、投資に關する政府資金に由来する資金の適用は、また本条に定められた規定にしたがうものとする。

オ67条 投融資会社は、外国資本会社の支店もしくは子会社に對して発行された票決権を保証された株式または有価証券のみを國內資本市場において放出することができる。

オ 4 章

会 計 に 關 す る 規 定

オ68条 株式会社を含む会社の決算においては、SUMOCへの課税にしたがつて、外国に居住し、あるいは本部を有する自然人あるいは法人に屬する資本とクレジットの額を區別しなければならない。

單項 同様に外国に居住し、あるいは本部を有する自然人あるいは法人に賦与された利益、配当金、利子および、その他あらゆる所得の額を明らかにするため、損益勘定において區別

なければならない。

19条 商工省は、国税局およびSLMOCの参加を得て、本令の公布日より起算して1年の期限内に、同種の事業活動グループに対し、各種規模の会社に適用し得る標準化した会計上の勘定様式および一般会計規則ならびにその適用に対する規定、実際の組織に順次適合せしめる期間を定ずるものとする。

1項 適用されるべき会計上の勘定様式および一般会計規定が細則によって定められた場合、それぞれの活動グループのすべての法人の会計において遵守されなければならない。

オ 5 章

経済計画にしたがった外資の適用

20条 対外取引にして、SLMOCにおけるその登録が本令の規定に該当するものは、国家あるいは地域的経済開発計画に合同しなければならない。これは総合的にそれらの外資が国家的利益にしたがって、とくに最大の効果を齎る形におけるものとする。

21条 前条の規定履行のため、SLMOCは、その審議会に、つぎの事項を提出する。

1項 経済審議会とともに作成した各地域の明悉度にしたがった経済活動順位の種類表

2項 事前許可制度にたいする現行規定および通貨当局によって再記入された事前審査方式にしたがわせる目的をもった対外

取引の登録規定を変更する規則。

オ22条 本令オノ条の項、ビ項およびシ項に関する取引の登録は前条ニ項記載の新規則がSUMOCにより承認され、かつ発効するまで引続き守られるものとする。

オ23条 関税政策審議会は、機械設備にたいして課される税の割合の30パーセントまで増減することができ、これは、仕向地の特殊性および工業集中度ならびに機械施設の有用度を勘案して輸入が実施される前に決定するものとする。

単項 機械設備が当初仕向けられた地域から移動される場合にそれが輸入税の控除が許容される地域から許容されない地域に移動された場合その輸入において受けた税金の控除の金額を税務署に支払わねばならない。

オ24条 本令の規定によりSUMOCによりなされた登録は、外国資本の状態、推移および現況を完全に分析し得るように色分けされるものとする。

単項 本令に記載される登録にもとずき、SUMOCは大統領および国会に対し、詳細な内容を有する報告書を作成するものとする。

オ 6 章 その他の規定

オ25条 この国に投下された外国資本に対しては、同符の条件の下に、内国資本に対して許容されるものと同様な法的取扱

なされ、現行法令に規定されていない、いかなる差別待遇も禁ぜられる。

76条 中古機械設備の輸入に対する査定は、外国の投資家および会社に対しても、また国内のそれに対しても同様のものである。

77条 中古機械設備の輸入が許可される場合は、その新品の輸入にたいするものと同様の現行恩恵制度が適用される。

78条 SUMOC 審議会の委員は毎年4月30日までに自身および、その妻ならびに従属者の資産および所得を申告しなければならない。

その申告者は、皇邦会計検査院により検査された後、保管され、その事実を上院に通告するものとする。

79条 外国資本登録に関する取務において正当な責任と任務を有し、あるいは本令の規定にもとづき、その監督の任にあたるSUMOCの取員は同様に本条に規定する資産および所得を申告しなければならない。

80条 SUMOCは、登録申請の適当な手続および恩恵送付の規制に関する規則を定める。

81条 本令に対する違反は、本令記載の個別的罰則を除き、この国に実施されている最低罰金のうちの最高額の20倍ないし50倍の罰金が課せられ、これは本件に関し、発令されるべき指令における規定にもとづきSUMOCによって課される。

82条 本令の実施において脱漏および疑義がある場合は、SUMOCの提案にもとづき、大蔵大臣の意見を聴取し、大統領によつ

て決定される。

オ82条 本令オ27条、28条、35条および37条に規定する
録は、本令公布日より起算して30日以内に申請されるも
とする。ただし本令公布以前に次の諸事項に該当する場合
限る。

- α) オ27条において、通関し、かつ為替取引の決済を
了した場合。
- β) オ28条において会計記帳を行った場合。
- γ) オ35条において賦の通関を行った場合。
- δ) オ37条において為替取引の決済を完了した場合。

オ83条 本令は公布の日から発効し、これに反する規定は無効と
する。

(了)

(法 規)

南銀月報より

法令 (立法部公布) 第 4131 号 (9月3日)

外資運用と対外送金の統制、その他に関する件 (伯国外資法)

連邦憲法第 70 条に基づき、国会が発令し、大統領が裁可し、小職、即ち連邦上院議長たる *Arno Moura Andrade* は同条第 4 項の規定に従い、次の法令を公布する。

第 一 章 序 説

第 1 条 賤貨の生産又は役務用として、当初に無爲替輸入された賤貨、機械及び施設、並びに経済活動に、運用するために、当国に導入した借款、又は通貨の兌換による資金を本法の実施上、外国資本と見なす。

但し、外国に在留又は定住する自然人、或いは、其處に本部を置く法人に、帰属するものに限る。

第 2 条 当国に投資された外国資本は、内国資本に許されたものと、同様の司法的待遇を、平等に受け、本法中に規定されない、差別的な待遇を受けることはない。

第 二 章 資本の登録、対外送金及び再投資

第 3 条 *SUMOC* 内に、当国への流入の形式の如何を問わず、外国資本、並びに外国との金融操作に関して左記に列挙する諸項の、登録を取り扱う、特別部門を開設する。

(A) 通貨によると賤貨によるの別なく、直接投資又は借款の
て当国に流入した外国資本。

(B) 資本の還流、又は該資本の収益、利潤、配当、利息、割
還、並びにロイヤルティ、技術援助の支拂として、その他
儀の如何を問わず、一切の収益振替を意味するもののため
外送金。

(C) 外国資本の利潤の再投資。

(D) 現行法制に従って取り計らわれた、企業体の資本の通貨
の変更。

単項 *Brasil* に本部を置く法人といえども、外国企業体の
又は外国に在留する自然人、又は本部を置く法人に帰属
株式の過半数で、統制される場合には、同様に、前記(C)
載の、再投資の登録を行わねばならない。

第々条 外国資本の登録は、その本国の通貨建て、又利潤の再投
のそれは内国通貨建て、それぞれ之を行う。

単項 資本が賤貨で代表される場合には、本国に於けるその
で、万一満足すべき証憑がない場合には資本を受理する
体の会計簿上の記載額、又は追而施行細則の定める評価
準に従って、それぞれ之を行う。

第々条 外国投資の登録は、税金又は手数料の支払とは別個に
国への流入期日から30日の期間内に、之を申請せねばなら
又利潤の再投資のそれは、企業体の適法機関が、会計簿上の
額を、確認した期日から起算して、同一期間内に、その手続
わねばならない。

第 項 国内に既存の外国資本及びその利潤の再投資も、亦登録制の適用を受け、本法令公布期日から、 ノ ヲ 〇 日の期間内に、それを運用する企業体の、所有者又は責任者が、之を申請せねばならない。

第 条 SUMOC は、前記の諸条に記載された、情報資料の登録内容が、常に新鮮であるために、必要な措置を講じ、企業体は、SUMOC の要求する情報資料を、提供する義務を負う。

第 条 登録の実施上、収益の名義で合法的に送金出来る筈であつたが、実際には、これを行わずして、手続者たる企業体自身、又は内国経済の他の部門に於て、運用される金額を再投資と見なす。

第三章 利息の送金

第 条 借款、信用、融資の利息の送金にして、該契約書及びその SUMOC 登録に、記載された利率を超過する部分は、之を資本の割賦償還と見なす。SUMOC は、借款、信用、融資の本国の金融市場に於ける、同一の形式と条件の操作用としての、その実施当日の現行率を、超過した部分を批准し、又は拒否することが出来る。

第 条 利潤、配当、利息、割賦償還、ロイヤルティ、並びに技術的、科学的、管理的、又は類似の各種の援助、などの名義での、外国への振替を希望する、自然人又は法人は、送金の理由の正当性を立証するために、必要と認められる、契約書及び書類を、SUMOC 及び大蔵省所得税局の、各所轄機関に、之を提出せねばならない。

単項 対外送金の申請書には、企業体のSUMOCへの登録
所得税完納証明書を、添付することを要する。

第10条 SUMOC審議会は、必要と認められた場合には、Brasi
於て設立された企業体に与えられ、外貨の対外送金に関連す
技術的、管理的、又は類似の諸援助の、効果を審査するため
該援助を検証することが出来る。

第11条 發明特許権、工商業用商標、又は他の同様の名義に基
イマルテイの、支払のための振替は、利害関係者側に於て、
の特典が、その本国に於て、依然有効である旨を、立証した
に限り、之を認可する。

第12条 發明特許権の利用、又は工商業商標の使用、及び技術
管理的、又は類似の諸援助に対してロイヤルテイの名義で支
べき、金額の総計は、57年12月7日付大統領令第47、53
号（註1）第37条の実施上、製造又は販売した、物質の総
の、5%の最高限度まで、所得の申告の際に、之を控除する
が出来る。

第1項 本系の規定に基く控除のために、許された前記の比
重要度に従い集団に編成された、生産又は活動の形態を、
した上、蔵相の指令によって、之を制定し、又定期的に之
検討する。

第2項 本系の規定による控除は、左記の習類を提示の上、
行うことが出来る。

(A) 技術的、科学的、管理的、又は類似の諸援助が、有効
えられる限り、該役務の経費支出証憑。

(B) 工業所有権法の規定に従い、当国に於て正規登録済の、商標及び發明特許権の、使用権の譲渡、又は許可に関する契約書。

53項 技術的、科学的、管理的、又は類似の諸援助の経費は、企業体が操業し、又は生産の特別方式を導入した最初の5カ年だけ、之を控除することが出来る。但し、その必要性を立証する場合にはSUMOC審議会の認可を得て、更に5カ年、之を延長することが出来る。

53条 發明特許権の利用、又は技術的、科学的、管理的、又は類似の諸援助に対して、ロイヤルティの名義で支払うべき金額にして、前条の規定による条件を充足せず、又は限度を超過したものに就いては、第41、2両条に従い、利潤の配分と見なして、之を課税する。

54項 工商業の商標使用料の名義で、外国に在留する自然人、又は本部を有する法人に、支払うべき金額の全部に就ても同様に、前記両条の規定に基づいて、之に課税する。

55条 *Brasil* に於て設立され、且その本部を外国に置く企業の本、支店又は子会社と、その本店又は親会社の相互間に、或いは、*Brasil* 国籍の企業体にして、その資本の過半数が、外国に於けるロイヤルティ受領資格者に属する場合には、發明特許権又は工商業用商標の、使用に対する、ロイヤルティの支払のための送金は、之を許可しない。

56項 本条記載の場合に就ては、前記第12条の規定による控除は、之を許可しない。

第15条 賤貨及び商品、輸出又は輸入に於ける、仕切状額面過大又は過小記載に基く、関税又は爲替上の、詐欺の犯行に於ては、SUMOC審議会は、被告者に対して、充分な辯護を保證した。行政訴訟で精査の上、該責任者に対して、前記不載額の、10倍までの罰金、又は1年乃至5年間、輸出入取止の刑罰を科する。

第16条 政府は、利潤及びロイヤルティの送金、技術的及び類語援助の役務の支払輸入した賤貨の価格、映画フィルムの賃貸料、その他課税の基礎として役立つ、一切の要素に就ての、及び爲替上の、利害関係のある情報資料の、交換を目的とし、外国と行政的協力の取極を締結することが出来る。

単項 政府は、州及び市と、税務統制の調整行動を目的とし、相互協力の協定、又は協約を締結して、一切の税金の監督を立て、並びに脱税の抑制に、最大の効率を、挙げることをする。

第 四 章 外国所在の賤貨と預金 並びに会計簿記の準則

第17条 *Brasil*に定住する自然人、又は本部を有する法人は、SUMOC審議会の制定する正規の様式に従い外国に於て所する、銀行預金を含む賤貨と証券を、SUMOCに対して申告義務を負う。

単項 SUMOC審議会は、本法令実施後30日の期間内に、初の申告の受付期間を60日と制定した。これに關する指

公布する。

18条 前条の規定の、不履行の場合には、外国に於ける銀行預金額は、不法蓄財の結果と見なされ、刑事訴訟の対象となり、*Brazil*に存在する賤貨又は有価証券は、それと相殺、返還させるに足る額だけ、国庫が之を差し押える。

19条 *Brazil*に定住する自然人、又は本部を有する法人は、更に、外国に於て新規に、賤貨又は有価証券を取得した場合には、そのために使用した資金を明示の上、SUMOCに通告せねばならない。

20条 又毎年1月末日迄に、前年度末日現在に於ける、外国所在の銀行預金の総額は、同期間で生じた増減経過の、正当性を立証する資料を添えて、SUMOCに対して、之を通告せねばならない。

21条 政府は、施行細則を以て、各種の規模の企業体の、必要性及可能性に適合するために、同種営業部類別用にした、標準簿記の勘定科目と、一般準則の立案を決定する。

22条 当該活動部門の、すべての法人に適用される、勘定科目及び簿記の一般準則の立案が、施行細則で決定すれば、前記の法人は何れも、新規の制度を実際に適用出来るように定めた、同細則による予告期間内に、それを遵守する義務を負う。

23条 株式会社を含む企業体の貸借対照表には、外国に在留し又は定住する自然人、或いは本部を有する法人に帰属する、SUMOC登録済の、資本及び信用の部分を、別個に計上せねばならない。

24条 同様に、その損益計算書に於ても、利潤、配当、利息、と

の他一切の所得中、その資本をSUMOCに登録済の、前記
個人又は法人に、支払った部分に就ては、前条に準ずる。

第五章 為替上の規定

第23条 自由市場に於ける為替操作は、同操作を公認された銀
行者を通じて、法令又は施行細則の規定する場合には、更に公
買人を通じて、それぞれ之を実施する。なお、前記の両者は
SUMOC制定の準則に従い、顧客の身元、並びにその提供
情報資料の正確な分類に就て、責任を負う。

第1項 SUMOCの採用する分類法の綱目に、明かに該当
いか、又は、「その他」及び「雑」の如き、残滓的な項目
類される操作は、伯銀を通じてのみ、之を実施することか
る。

第2項 SUMOC審議会制定の様式に従い、各操作毎にど
がが必要である。副通付の正規用紙にして、顧客が署名し
行業者及び仲買人が認証済のものに、虚偽の身元申告をな
とは、この三者に対して、等しく違反行爲を構成し、各違
には、操作額の3倍に相当する、罰金を課する。

第3項 顧客が、前項記載の正規用紙に、虚偽の情報資料の
を、記入した場合には、同人だけの責任に帰する違反行爲
を構成し、之に操作価格と同額の罰金を課する。

第4項 操作に介入した銀行業者及び仲買人が、SUMOC
会制定準則の枠内で、前記の正規用紙に、顧客の提供した
資料を、不正に分類した場合には、各違反者毎に、操作価

5%乃至100%に相当する、罰金を課する。

5項 再犯の場合には、SUMOC審議会は、本条の規定の取
行を怠る銀行業者に対する、為替営業認可証を没収し、又仲買
人に対する同様の措置を、所轄当局に提議することが出来る。

6項 本条の全条文は、前記第2項による正規用紙に、必ず之
を掲載せねばならない。

7条 為替取引を認可され銀行業者は、為替売買総額に就いての情
報資料を、正規の分類に従い、用途を明示して、毎日SUMOC
に送達せねばならない。

8項 為替の買手又は売手が、法人の場合には、統計的情報資料
は、それ等の企業体の当該会計簿記整理に、正確に一致せねば
ならない。

9条 その実施した操作の、正確な総額を報告しないうる銀行業
者には、当国に於ける現行の年次最低保証給料最高分の、30倍
の罰金、再犯の場合には、その3倍の、それぞれ罰金を課する。

10項 罰金は、銀行総監査局長が之を課する。これに対しては、
その置産後15日の期間内にSUMOC審議会に対して、異議
の申立が出来ると、但し、執行停止の効力は伴わない。

11条 違反が繰り返された場合には、銀行総監査局長は、SUMOC
事務理事に対して、違反の責任を負う銀行業者に対する、為替営
業認可証の取り消しを要請することが出来る。なお、本条の出入
の決定はSUMOC審議会が之を行ふ。

12条 SUMOC審議会に対して、常に為替事情の必要に応じて、
資本の出入に關する為替操作は、その全部又は一部を、輸出入市

場とは無関係に、為替の金融市場に於て、之を實施すべき旨を決定する、権限を賦与する。

第28条 國際収支尻に、重大な不均衡が生じた場合、又左様の切迫が、予想出来る、由々敷い原因が存在する場合には、審議会は、一定の期間、輸入及び外国資本収益の送金を制限し、更に、その目的上為替操作の全部又は一部の独占を、伯銀に許可し得ることが出来る。

第1項 本条の規定の場合に、資本償還の名義での送金は禁止し、その利潤の送金に關しては、本条第3、4兩項の規定に従い、登録済資本の10%に、之を制限する。

第2項 資本金の10%を超過した収益は、SUMOCに之を提出せねばならない。SUMOCは、本条による制限が、一年度以上に亘る場合に於て、その取得した収益が、前記の規定に達しない時には、超過分の送金を認可することが出来る。

第3項 同様の場合に、SUMOC審議会は、ロイヤルティ及び技術的、管理的又は類似の諸援助の支払、なる名義での送金を制限し、その年間累積最高率を、企業体の総収益の5%まで、とすることが出来る。

第4項 同様に、SUMOC審議会には、「外国旅行」に伴つての為替支出の、制限に關する指令を、公布する権限を賦与する。

第5項 正現登録済の借款契約書に基く、利息及び割賦償還料の送金は、之を制限しない。

第29条 政府は、為替準備の利用の節約が、望ましくなる度までSUMOC審議会の指令を遵じて、一時的に、物資の輸入、

金融的振替（註—対外送金）に対して、歳格的な意味で貨幣的性の、財政的負担（註—強制的預託金）を要求することが出来る。の比率は、輸入物資の価格の最高10%、及び「外国旅行」に於て、経費のためのものを合む、一切の金融的振替の金額の同50%までと、それぞれ之を定める。

項 本系の規定による賦課の権限は、継続的と断続的との別なく、150日限りとする。

条 前記の財政的負担によつて、取り立てた金額は、別途の支出決定で、SUMOCが之を管理し、適当と認められた場合に、爲替準備及び爲替手許在高を、強化する目的での、金地金及び外貨の購入にのみ、之を利用することが出来る。

条 利潤の対外送金は、毎年登録済投資額の10%を、超過することは出来ない。

条 前条の限度を超過した、利潤の送金は、資本の還流と見なして、将来、利潤の対外送金の基礎となる、登録資本額から、之を控除する。

項 外国資本の還流部分は、登録資本の20%を、超過することは出来ない。

条 前記第31条の限度を、超過した利潤は、一部分を、還流資本の追加分として登録され、将来、利潤の送金に当り、その権を失う。

条 環境と現行爲替制度の、各如何を問わず、利潤、利息、ロイヤルティ、技術的援助、及び資本の還流のための、爲替の購入に対しては、57年8月14日附法令第3244号（註2）の規

定による、一般郵便の輸入の支払いのための送金に対して
されるものよりも、更に有利な条件を、許容することは出

第35条 SUMOC 審議会を構成する諸機関の責任者の任命

とは、國務各相のそれを除き、予め、上院の承認を必要とし

第36条 SUMOC 審議会の会員は、毎年4月末日迄に、自ら

配偶者、及び扶養家族の、財産及び所得を申告する義務を負

邦会計検査院は前記の書類を、審査保管の上、その結果を

に通告せねばならない。

第37条 本法令の規定による、外国資本の登録、又は監督に

職務に於て、法規上の責任と義務を負う者も右に準ずる。

第六章 信用に関する規定

第37条 国庫、並びに連邦及び州の統制する官民共営会社を

政府系の公共信用機関は、外国在留者が、議決権附資本金

数を所有する、企業体が、外国で取得した借款、信用、又は

を、保証するためには、政府発令による認可を必要とする。

第38条 外国資本がその過半を占める企業体、又は外国に本

する、企業体の支店は、その活動の開始が確認されるまで

記載の諸機関から、信用を享受することは出来ない。

第39条 前記の信用機関は、外国在留者が、議決権附資本の

を所有する、企業体の、固定資産に対する、新規投資のため

借款、信用、又は融資を、供与することが出来る。但し、

濟審議会に諮問の上、行政命令で定数列举した、高度の国

を有し、経済的の活動分野と地域に、運用される場合に限る。
項 法令により設定された、公共基金及び投資に基く、資金の運用も、亦本条の定める規約に従う。

2条 信託会社は、外国資本が統制する企業体、又は外国に本部を有する企業体の子会社が発行する、議決権附の株式及び証券の発、内国市場に売り出すことが出来る。

第七章 税務上の規定

1条 左記列举の収益には、本法令の規定による、所得税源泉課税制を適用する。

- 1) 無記名株式の配当と、その受ける一切の特別配当。
- 2) 「受益持分」又は「創立者持分」と呼ばれる、無記名式証券から生ずる一切の収益。
- 3) 外国に在留し、又は定住する自然人、或は本部を有する法人、更に又、外国企業体の支店及び子会社の取得する、法人資本の、無記名株式又は一切の記名証券の、利潤、配当及びその他一切の収益的恩恵。

2条 外国資本が支配権を持ち、又は外国に本部を有する企業体の支店或いは子会社である、法人は、所得税の法制の定める、特別及び税率の適用を受ける。

3条 外国に在留する自然人、又は本部を有する法人の、収益する利潤及び配当には、無記名株式を支払う、配当金に対する現行税率で、所得税源泉課税制を適用する。

4条 前条の税金は、内国経済諮議会及びSUMOC諮議会に、

それぞれ諮向の上、行政命令で定めた、所在地を考慮に入れた投資先が内国経済に裨益する処の少ない、経済活動に従事する企業体の場合には、更に20%の附加税附で、之を徴収する。

第45条 映画フィルムは、事業経営から生ずる収益には、輸入しない上映業者の、それを除き、40%の割合で課税する。

但し、納税者は、課税額の40%を限り、之を納付する代り、伯銀の特別勘定口座に預金し、61年2月17日附大統領令の第50278号(註3)で創設された、映画産業常任委員会(CINEMA)の認可を得て、国内での映画生産に、この金額を用する方法を、選択することが出来る。

第46条 所有者が、外国に在留する自然人、又は本店を有する者の場合、権利の譲渡を含み、不動産の売買によって得た、利益に対しては、前記第43条の規定による税率で課税する。

第47条 中古の機械及び施設の輸入に関しては、内外国企業体所有者に対して、同一の標準を制定する。

第48条 前記の輸入が認可された場合には、各新品のそれに対するものと、同様の懸賞制度を適用する。

第49条 関税政策審議会は、機械及び施設の、仕向先の地方の事情、使用することになる地方の工業集中度、及び輸入の奨励に於けるその利用度を、それぞれ考慮の上、それに賦課する額を、30%まで増減することが出来る。

単項 機械及び施設を、最初の仕向先の地方から、移動する場合には、減税の恩典のない地方に、移動する度毎に責任者は、その輸入の際に受けた、減税に相当する額を、税務署に納付する。

ならない。

第八章 その他の規定

本 *Brasil* に於て営業を認可された、外国銀行に対しては、
本行本店所在地に於ける、現行立法が、其処に支店の開設を志望
する、*Brasil* 国籍銀行に、適用するのと同じの、禁止と制限
事項を準用する。

頁 *SUMOC* は、当国に於て既に営業中の、外国銀行に關し
て、本系の規定を、三カ年の期間内に、履行するために、必要
な指令を發する。

本 *Brasil* 国籍銀行の營業に、制限を設ける市場に、本店
を有する外国銀行は、内国銀行の決議権附株式を30%以上取得
することは出来ない。

本 内閣は、總企画の一綱目の実施に當つては、内国經濟審議
會の諮詢の上、内國經濟に対する裨益度に従つて、經濟活動の分
類を制定する。

頁 前記の分類、及びその不時の変更は、行政命令を通じて布
告せられ、三カ年を下らない期間、之を施行する。

本 内閣は、内國經濟審議會に諮詢の上、行政命令で、次の事
を制定することが出来る。

特定の經濟活動に於ける、外国資本の投資は、当国の未開發
地域に裨益することを、ある程度に、優先的な目標とさせるこ
と。

前項の資本に対しては、それぞれ適宜に、前記第28条の規

定による、制限を緩和すること。

(3) 内国経済に対して、一層大きな利益をもたらすと、見なす

経済活動に、投資された資本にも、同様の取扱を適用すること。

第54条 内閣には、外国資本に供与する、待遇に関する統一性を、*Latin America* 通商連盟が採択するように、その加盟国との、了解及び協定を促進する、権能を賦与する。

第55条 *SUMOC*は、*Brasil* 地理統計院の協力を得て、国内的に、当国に投資された外国資本の、状況調査を行う。

第56条 前記の状況調査は *Brasil* の一般国勢調査の期日に、年度末日現在に於ける、外国資本の企業体の実情を、登録しを行う。

第57条 *SUMOC*は、外国資本の実情、出入、及び営業成績完全に分析出来るように、前記諸条記載の状況調査の、企画書式を作成する。

単項 *SUMOC*は、その実施した状況調査を基礎として、且つ詳細な説明を含む、報告書を作成して、内閣及び国会之を提出せねばならない。

第58条 本指令に違反した場合には *SUMOC*は、直前公布を施行細則又は指令の定める処に従い、本法令の系文中に記載を、各種の罰則とは別個に、当国に於ける、現行の年次最低最高額の20倍乃至50倍相当額の罰金を課する。

第59条 本法令は、公布の期日に効力を生じ、抵触する規定はを廃止する。

(註1) — 「所得税徴収監督の施行細則に関する件」

(註 2) — 「商船改正に関する件 (新商船法)」 (月報才 16
号参照)

(註 3) — 「映画産業特任委員会 (GEI C I N E) の創設、
その他に関する件」

